# 警察官の服制に関する規則 （昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）

#### 第一条（目的）

この規則は、警察官の服制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第二条（制式等）

警察官の被服及び装備品のうち別表に掲げるものの色、地質又は材質及び制式は、同表のとおりとする。

#### 第三条（着用期間）

次の表の上欄に掲げる被服の着用期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

#### 第四条（服装等）

警察官は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに帯革、手錠並びに階級章及び識別章（長官にあつては警察庁長官章、警視総監にあつては階級章）を着装しなければならない。

##### ２

警察官は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、けん銃及び警棒を着装しなければならない。

##### ３

警察官は、必要がある場合には、防寒服、雨衣、手袋又は帽子雨覆いを着用することができる。

#### 第五条（活動服の着用等）

警察官は、長官の定めるところにより、制服上衣、制帽、制服用ワイシャツ又はネクタイに代えて活動服、活動帽、白色のワイシャツ又は活動ネクタイを着用することができる。

##### ２

制服上衣（夏服上衣を除く。）、ベスト又は活動服については、状況により着用しないことができる。

#### 第六条（服装等の一部省略）

警察官は、長官の定めるところにより、第四条第一項に規定する服装等の一部を省略することができる。

#### 第七条（特殊の被服等）

別表に掲げるもののほか、土地の状況又は勤務の性質により必要な特殊の上衣、ズボン、防寒衣等について必要な事項は、長官が定めるものとする。

#### 第八条（私服の着用）

警察官は、長官又は警察本部長の定めるところにより、私服を着用することができる。

# 附　則

この規則は、公布の日から施行する。

##### ２

警察官の服制に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第三号）は、廃止する。

# 附　則（昭和三八年一月二四日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和三九年九月一〇日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、昭和三十九年九月十日から施行する。

# 附　則（昭和四二年六月一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、昭和四十二年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年八月二三日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、昭和四十三年八月二十三日から施行する。

# 附　則（昭和四八年六月一四日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、昭和四十八年七月一日から施行する。

##### ２

帯革の制式およびけん銃の携帯方法については、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間なお従前の例によることができる。

# 附　則（昭和五一年五月二七日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、昭和五十一年六月一日から施行する。

##### ２

男子警察官の外とうの制式並びに婦人警察官の服制及び服装については、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間なお従前の例によることができる。

# 附　則（昭和五三年六月一五日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、昭和五十三年六月二十日から施行する。

# 附　則（平成五年一二月一七日国家公安委員会規則第一三号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

##### ２

この規則の施行の際現に警察官に支給されている雨衣又は貸与されている手錠は、当分の間、それぞれ改正後の別表に規定する雨衣又は手錠とみなす。

# 附　則（平成六年七月一三日国家公安委員会規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行する。

##### ２

改正前の別表に規定する外とうは、当分の間、改正後の別表に規定する防寒服とみなす。

# 附　則（平成一三年一一月九日国家公安委員会規則第一三号）

この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年一一月九日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年七月五日国家公安委員会規則第一八号）

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

##### ３

女性警察官は、第二条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則第四条第一項本文の規定にかかわらず、当分の間、手錠を携帯することができる。

##### ４

この規則の施行の際現に警察官、皇宮護衛官及び交通巡視員に支給されている雨衣は、当分の間、第二条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則別表（皇宮護衛官の服制に関する規則本則において準用する場合を含む。）及び第四条の規定による改正後の交通巡視員の服制に関する規則別表に規定する雨衣とみなす。

# 附　則（平成一七年一二月二七日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、平成十八年三月一日から施行する。

##### ２

この規則の施行の際現に警察官に貸与されているけん銃つりひもは、当分の間、この規則による改正後の警察官の服制に関する規則別表に規定するけん銃つりひもとみなす。

# 附　則（平成一八年六月五日国家公安委員会規則第一九号）

この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

##### ２

この規則の施行の際現に警察官に貸与されている警棒は、当分の間、この規則による改正後の警察官の服制に関する規則別表に規定する警棒とみなす。

# 附　則（平成一九年三月九日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

##### ２

この規則の施行の際現に警察官に貸与されている警棒つりは、当分の間、この規則による改正後の警察官の服制に関する規則別表に規定する警棒つりとみなす。

# 附　則（平成一九年八月一日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、平成十九年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年四月八日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年二月一二日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二七年一二月一四日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

##### ２

別表に掲げる被服及び装備品の色、地質又は材質及び制式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

# 附　則（平成三一年二月八日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。